

官報

昭和五十一年十一月一日

第七十八回 参議院會議録第十号

昭和五十一年十一月一日(月曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第九号

昭和五十一年十一月一日
午前十時開議

第一 中小企業事業転換対策臨時措置法案(第七十七回国会内閣提出、第七十八回国会衆議院送付)

第二 揮発油販売業法案(第七十七回国会内閣提出、第七十八回国会衆議院送付)

第三 建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二回国会内閣提出、第七十七回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、故議員温水三郎君に対し弔詞贈呈の件

一、故議員温水三郎君に対する追悼の辞
一、災害及び地震対策の促進に関する決議案
(工藤良平君外六名発議)(委員会審査省略要求事件)

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

議員温水三郎君は、去る十月二十二日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえまきつきましては、この際、同君に対し、院議を

昭和五十一年十一月一日 参議院會議録第十号

もって弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は議員正四位勲二等温水三郎君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(河野謙三君) 小林国司君から発言を求められております。この際、発言を許します。小林国司君。

〔小林国司君登壇、拍手〕

○小林国司君 本院議員温水三郎君は、去る十月二十二日不慮の事故によつて突如として逝去されました。数日前まで、この国会の場において、元氣はつらつと政務に御活躍になつてゐる姿を目の当たりにしていただけに、全く予想外のことで、まことに痛恨の念にたえないところであります。ここに、私は皆様の御同意を得まして、議員一同を代表して、謹んで正四位勲二等故温水三郎君の靈に追悼の言葉をささげたいと存じます。

故議員温水三郎君に対し弔詞贈呈の件 故議員温水三郎君に対する追悼の辞

温水三郎君は、明治三十八年十月三日宮崎県小林市に生まれ、法政大学法科卒業後直ちに農業に身を投ぜられました。すなわち、単身で山林の荒地を切り開いて畑地をつくるという、実に驚くべき困難な仕事を始められたのであります。当時の小林町の人々は、その様子を、一体どういふことになるのかと一種不思議の念で見守つていたとのことです。長い間の血のにじむような努力が実つて三ヘクタールの農地が出現し、そこに茶が植えられ、生産高においても経営面においてもすばらしい成果が上がつたのを見た町の人々は、大きな感銘を受けると同時に、君に深い尊敬の念を持ったのであります。そこで、町の人々は君に説いて農民の代表として活躍することを要望し、昭和十七年五月、当時の小林町の議會議員となつたのが君の政界活動の第一ページでありました。

その後、君は一貫して農業のために力を尽くし、昭和二十一年には小林町の農業会会長、昭和二十三年には宮崎県農業会会長、昭和二十九年には宮崎県農協中央会、信用農協連、経済農協連、共済農協連のいわゆる四連会長、また、同年には全国運輸農協連会長等を歴任されました。これは、君の關係したものの一部であつて、とうていここでは全部に触れるゆとりがないのであります。君がいかに農協運動に力を注いだか、農業者がいかに君を信頼していたかを如実に示すものであります。

一方、地元の人々の熱心なる推挙により、中央政界に進出されることとなり、昭和三十六年参議院議員に当選され、以後、昭和四十年、四十六年と連続して参議院に席を得られたのであります。この間、農林政務次官、農林水産委員長、運輸委員長等を歴任され、また、自民党にあっては党政調査会副会長の要職につかれたのであります。振り返つてみますとき、君は農業及び農民を愛し、ただそれ一筋に生きた人でありました。宮崎県

における畑作振興については特に力を注がれ、火山灰地域という不利な条件の中で、従来のカンショ・中心から、今日においては畜産、畑作園芸、ハウス園芸等、多彩な発展が見られていることにつきましても、君の努力、指導力が大きく影響していると考えるのであります。

参議院における君の実践力と農政に対する深い造詣は高く評価されておりましたし、党においても、農政通の第一人者としてだれしも認めるところであります。

君は、信念の人であり、情熱の人であり、また、曲がつたことの大きらいな人でありまして、納得のいかぬ限り、どこでも動かぬ人でした。しかし、物わりの適確で早いことも抜群でありまして、また人情にも厚い、実に心やさしい、細やかな神経の持ち主であつたことは、君に接した人のすべてが認めてゐるところであります。君は誠実であり、率直であり、民衆と大地に囲まれて育ち、その長所を十分發揮できた人であり、偉ぶるところが少しもありませんでした。

君は、いつも政界を引退してからのお楽しみを口にしておりました。それは、開墾して育てた茶園に最後の仕上げをしたいというこゝろであります。茶の品種改良に努めるとともに、早生、なかて、おくてと収穫時期が一揃にならぬようにしたいというものであります。君のこの夢は、突然の事故のために果たせませんでした。しかしながら、君の農業に対するひたむきな情熱と、その発展を願う心情は、必ずや次代に担われ、引き継がれていくことを私は確信して疑わぬのであります。

わが国経済はいまや高度成長から安定成長へと大きく軌道修正を迫られており、農業もそれに応じて體質を強化し、あわせて世界的な食糧危機の高まりに對処してわが国食糧の安定的供給の確保が重要な課題となるなど、農業を取り巻く状況はきわめて重要となっております。このような時期に君を失つたことは、本院のみならず、農業界ひいてはわが国にとつても大きな損失であり、まこ

昭和五十一年十一月一日 参議院会議録第十号

議事日程追加の件 災害及び地震対策の促進に関する決議案

一六〇

とに痛恨のきわみであります。できることなら君を現世に呼び戻してともに歩んでみたいと思ひなしい思いに駆られます。

ここに謹んで温水三郎君の生前におけるありし日の姿をしるのび、御功績をたたえましますと、君のみたま安かれと心から御冥福をお祈りいたします。追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(河野三三) この際、お諮りいたします。

工藤良平君外六名発議に係る災害及び地震対策の促進に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河野三三) 御異議ないと認めます。よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。工藤良平君。

災害及び地震対策の促進に関する決議案
右の議案を決議する。

昭和五十一年十月二十九日

発議者

工藤 良平

古賀 四郎

藤原 房雄

柄谷 道一

賛成者

上田 稔

佐藤 隆

高田 浩運

松垣 徳太郎

中村 波男

松永 忠二

上條 勝久

宮之原 貞光

神谷 信之助

川野 辺 静

園田 清充

寺本 広作

八木 一郎

前川 旦

原田 立

春日 正一 喜屋武眞榮

参議院議長 河野 謙三殿

災害及び地震対策の促進に関する決議

今回の台風第十七号に伴う災害は、全国各地に多数の死傷者及甚大な被害をもたらした。また異常低温による北日本を中心とする冷害は、我が国農業に深刻な影響を与えており、被災者の救済、被災地の復興、災害の再発防止に係る対策が強く望まれている。

また、近年世界各国で大地震による甚大な被害が発生しており、地震国といわれる我が国においても地震予知及び地震対策の総合的かつ強力な推進が望まれる。

このような事態にかんがみ、政府は、次の諸点について特段の配慮を行い、万遺漏なきを期すべきである。

一、今次の激甚な災害の実態にかんがみ、災害危険箇所等の確認を急ぐとともに、立ち遅れの著しい治山治水施設を強化するため、第五次治山治水事業五箇年計画において十分な事業を確保し、災害を未然に防止するよう努めること。とくに災害復旧に当つては、改良復旧に重点を置き再度災害の防止に努めること。

一、災害及び冷害対策を推進するため、速やかに財源措置を講ずるとともに地方債、特別交付税等の措置により、地方財政の運営に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。

一、個人災害の救済を図るため、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け、災害復興住宅資金の貸付け、政府系中小企業金融機関による被災中小商工業者向け融資、被災者に対する諸税の減免猶予措置等、これら特別救済措置の円滑かつ迅速な実施を行う等適切な措置を講ずること。

一、冷害による被災農民の救済に万全を期するため、天災融資法及び激甚災害法の早期適用を図る等により十分な融資措置を講ずるとともに、

農業共済金の年内支払い、被害地における雇用機会を確保するための公共土木事業等の実施等により適切な措置を講ずること。

一、地震対策を促進するため、地震予知に関する各種の観測、研究、調査等を拡充し、総合的かつ機能的な地震予知推進体制を早期に確立するとともに、大都市地域の再開発、都市建築物の耐震不燃化、避難地・避難路の確保、防災体制の整備等総合的な防災対策を積極的に推進すること。

右決議する。

〔工藤良平君登壇 拍手〕

○工藤良平君 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の共同提案に係る災害及び地震対策の促進に関する決議案につきまして、発議者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

災害及び地震対策の促進に関する決議案
今回の台風第十七号に伴う災害は、全国各地に多数の死傷者及甚大な被害をもたらした。また異常低温による北日本を中心とする冷害は、我が国農業に深刻な影響を与えており、被災者の救済、被災地の復興、災害の再発防止に係る対策が強く望まれている。

また、近年世界各国で大地震による甚大な被害が発生しており、地震国といわれる我が国においても地震予知及び地震対策の総合的かつ強力な推進が望まれる。

このような事態にかんがみ、政府は、次の諸点について特段の配慮を行い、万遺漏なきを期すべきである。

一、今次の激甚な災害の実態にかんがみ、災害危険箇所等の確認を急ぐとともに、立ち遅れの著しい治山治水施設を強化するため、第五次治山治水事業五箇年計画において十分な事業を確保し、災害を未然に防止するよう努める

こと。とくに災害復旧に当つては、改良復旧に重点を置き再度災害の防止に努めること。

一、災害及び冷害対策を推進するため、速やかに財源措置を講ずるとともに地方債、特別交付税等の措置により、地方財政の運営に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。

一、個人災害の救済を図るため、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け、災害復興住宅資金の貸付け、政府系中小企業金融機関による被災中小商工業者向け融資、被災者に対する諸税の減免猶予措置等、これら特別救済措置の円滑かつ迅速な実施を行う等適切な措置を講ずること。

一、冷害による被災農民の救済に万全を期するため、天災融資法及び激甚災害法の早期適用を図る等により十分な融資措置を講ずるとともに、農業共済金の年内支払い、被害地における雇用機会を確保するための公共土木事業等の実施等により適切な措置を講ずること。

一、地震対策を促進するため、地震予知に関する各種の観測、研究、調査等を拡充し、総合的かつ機能的な地震予知推進体制を早期に確立するとともに、大都市地域の再開発、都市建築物の耐震不燃化、避難地・避難路の確保、防災体制の整備等総合的な防災対策を積極的に推進すること。

右決議する。

以上であります。

次に、この趣旨について申し上げます。

御承知のとおり、わが国は、自然的条件から世界でも有数の災害国であり、連年風水害等により、幾多のとうとい人命と貴重な財産が失われておりますことは、まことに遺憾にたえないところであります。

特に、先般の台風第十七号は、観測史上かつてない異常な豪雨のため、全国的に甚大な被害をもたらした。死者、行方不明者百六十七名、家屋の全半壊約五千棟、罹災者約四十万名、施設等の損害

は実に八千三百億円に達したのであります。

中でも長良川の決壊による岐阜県安八町地域の長期にわたる洪水、また、香川県小豆島、兵庫県の宮町等における山崩れ、がけ崩れ等はいまだ記憶に新しく、今次災害の激甚さを物語るものであります。

一方、本年六月以降、各地においてきわめて不順な天候が続き、異常低温及び日照不足のため、北海道、東北を中心に冷害による水稲等農作物の甚大な被害が発生し、農業経営に深刻な打撃をもたらしている実情であります。

ここにわれわれは、謹んで災害による犠牲者の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災者及び被災農家に對しお見舞いを申し上げ、あわせて災害地の早期復旧を心から祈念するものであります。

これら災害の救済対策といたしまして、本国会におきましては、すでに災害弔慰金の引き上げ等の法改正を実現し、また、それぞれの委員会による現地調査と審議を通じて対策樹立に努めてきたところであります。災害地の現状は、いまだなお被災者の救済、復旧対策の推進に一層の徹底を期す必要が痛感せられております。

さらに、本年当初より、グアテマラ、イタリア、中国、フィリピン等の各国で大地震が発生しておりますが、地震国と言われるわが国におきましても、近時駿河湾地域等に巨大地震が発生する可能性があると指摘がなされているところであります。

しかるに、大都市地域における過密状況等を勘案するとき、これらの地域での地震発生は激甚な災害となる可能性があり、被害を極力軽減させるためにも、地震予知と地震対策を一層強化することが必要であると痛感するものであります。

かかる状況の中で、防災行政の充実と災害救済に十全を期すことは現下の急務であり、政府は本決議案の趣旨を体し、各事項について適切な措置を講ずるよう強く要請するものであります。

以上が本決議案の趣旨であります。何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。ただいまの決議に對し、内閣総理大臣から発言を求められました。三木内閣総理大臣。

○國務大臣(三木武夫君) 今次の台風第十七号災害及び冷害による被害は甚大に激甚なものであり、政府としてもその重大性を深く認識しているところであります。このため、台風第十七号災害について災害対策基本法に基づく非常災害対策本部を設置し、特に被害の大きかった地域に政府調査団を派遣し、また、冷害地に農林大臣を派遣して、その被害実態の把握に努めるとともに、応急対策と被災者の救済対策に鋭意努力してきたところであります。

また、高度に発達したわが国に大規模な地震が発生した場合、その被害はきわめて甚大なものであることが予想され、政府としても従来から震災対策の推進に努めてきたところであります。政府としては、ただいまの院議の御趣旨を十分尊重して、今後とも災害対策に最善の努力を尽くしてまいれる所存であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一 中小企業事業転換対策臨時措置法案

日程第二 揮発油販売業法案

(いずれも第七十七回国会内閣提出、第七十八回国会衆議院送付)

田橋太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業事業転換対策臨時措置法案
第七十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和五十一年十月二十一日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

中小企業事業転換対策臨時措置法案
中小企業事業転換対策臨時措置法

第一条 この法律は、最近における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化にかんがみ、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置等を講ずることにより、中小企業の成長発展を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。
一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主

たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合
五 協業組合
六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの

第三条 次の各号の一に該当する中小企業者であつて、その事業の転換を行おうとするものは、当該事業の転換に関する計画をその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 その業種に属する事業の目的物たる物品の輸出が貿易構造の著しい変化により減少することその他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して、当該事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として当該事業を所管する大臣(以下「主務大臣」という。)が指定するものに属する事業を行い、かつ、その者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものであること。

二 前号の主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行い、かつ、その者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものであること。

イ その業種に属する中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われていること。

中小企業事業轉換対策臨時措置法案外一件

一六二

（報告の徴収）

第十一条 都道府県知事は、認定中小企業者に対

し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(中小企業特恵対策臨時措置法等の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)
- 二 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第二十四号)

(経過措置)
第四条 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(以下「旧調整法」という。)の廃止の時までに成立している旧調整法第五条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

2 旧調整法第三条第一項の認定を受けた中小企業者に関する中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)による貸付金の償還期間の延長については、なお従前の例による。

3 旧調整法第六条第一項の認定を受けた中小企業

業者に関する中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第五条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改め、同項第七号の六を削る。

七の五 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第三項中、「第七号の五及び第七号の六」を「及び第七号の五」に改める。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

揮発油販売業法案

第七十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十一年十月二十一日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

揮発油販売業法案
揮発油販売業法

第一条 この法律は、揮発油販売業について登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もつて揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「給油所」とは、通商産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油

を給油するための施設であつて揮発油の販売の用に供されるものをいう。

2 この法律において「揮発油販売業」とは、前項の施設を用いて揮発油を販売する事業をいう。

(登録)

第三条 揮発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模
- 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否等)

第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するときは、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、その旨を申請者に通知し、その登録を拒否するものとする。

きは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者(以下「揮発油販売業者」という。)であつて法人であるものが第十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号の一に該当する者があるもの

五 揮発油の品質の管理を適確に行うに足る技術的能力を有しない者

六 揮発油販売業を継続的に営むに足る経理的基礎を有しない者

2 通商産業大臣は、第三条の登録の申請に係る給油所の所在地が指定地区(その区域について通商産業省令で定めるところにより算定した一給油所当たりの揮発油の販売量が全国の一給油所当たりの揮発油の販売量を基礎とし地域の特性に応じて通商産業省令で定める数量を著しく下回つてゐる市町村又は特別区の区域のうち、その地区内における揮発油販売業者の間の競争が過度に行われてゐるためこれらの揮発油販売業者の相当部分の経営が著しく不安定となつてゐる地区として、通商産業大臣が石油審議会の意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。以下同じ。)に属する場合において、当該申請に係る給油所における事業の開始により、その指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認めるときは、その申請を受

理した日から一月以内に限り、申請者に対し、当該事態を回避するため必要な最少限度の範囲内において、その事業の開始の日を繰り下げ、又は設備の規模を縮小すべきことを指示することができ。

3 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に不服があるときは、その指示を受けた日から二週間以内に、通商産業大臣に書面をもって異議を申し出ることができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から一月以内に、これについての決定をし、その申出をした者に、その決定の内容を通知しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日(第三項の規定による異議の申出をした場合においては、前項の規定による通知を受けた日)から一月以内に、その指示に従つて申請書又は事業計画書の記載事項の変更をしないときは、その登録を拒否することができる。ただし、その指示につき第三項の規定による異議の申出があつた場合において、前項の規定において当該異議の申出が正当であると認められたときは、この限りでない。

6 通商産業大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承継)

第七条 揮発油販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その揮発油販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により事業

を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第一項第一号から第四号までの一に該当するときは、この限りでない。

(変更登録等)

2 前項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第八条 揮発油販売業者は、第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更をしようとするときは、通商産業大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 揮発油販売業者は、第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、通商産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(廃止の届出)

第九条 揮発油販売業者は、揮発油販売業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第十条 揮発油販売業者がその揮発油販売業を廃止したときは、その者に係る第三条の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十一条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

二 第八条第一項の変更登録を受けなかつたとき。

三 次項の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の変更登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

二 第十三条、第十四条第一項又は第十六条の規定に違反したとき。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第十二条 通商産業大臣は、揮発油販売業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(粗悪な揮発油の販売の禁止)

第十三条 揮発油販売業者は、揮発油の規格として通商産業省令で定めるものに適合しない物を、燃料用揮発油として販売してはならない。

(品質管理者)

第十四条 揮発油販売業者は、給油所ごとに、通商産業省令で定める資格を有する者のうちから品質管理者を選任し、次条第一項に規定する品質管理者の職務を行わせなければならない。

2 揮発油販売業者は、前項の規定により品質管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十五条 品質管理者は、揮発油の品質の確保に関し次条の規定による揮発油の分析その他の通商産業省令で定める職務を行う。

2 品質管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

3 揮発油販売業に従事する者は、品質管理者が

その職務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(揮発油の分析)

第十六条 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、品質管理者に、通商産業省令で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して揮発油の分析をさせなければならない。

(表示)

第十七条 揮発油販売業者は、給油所の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号、品質管理者の氏名その他の通商産業省令で定める事項を表示しなければならない。

(帳簿の記載)

第十八条 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第十六条の分析の結果その他の通商産業省令で定める揮発油の分析に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

(勧告)

第十九条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が揮発油の標準的な販売価格と著しく異なる価格で揮発油を販売していることにより、揮発油の消費者の利益が害され又は指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認められる場合において、揮発油の消費者の利益の保護のため必要があり又は揮発油の安定的な供給の確保のため特に必要があると認めるときは、

○石油事業法の意見を徴して、
○当該揮発油販売業者に対し、これらの事態を改善するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。揮発油販売業者に対する揮発油の販売を業とする者(揮発油の販売数量が通商産業省令で定める数量以上である者に限る。以下「特定揮発油販売業者」という。)の当

該揮発油販売業者に対する揮発油の販売価格に起因してこれらの事態が生じていると認められ、かつ、当該揮発油販売業者に対する勧告のみによつてはこれらの事態を改善することが困難であると認められる場合において特に必要があると認めるときは、当該特定揮発油販売業者に対しても、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、揮発油販売業者又は特定揮発油販売業者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができ

(報告徴収及び立入検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者又は特定揮発油販売業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、揮発油販売業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油を収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十一条 通商産業大臣は、第十一条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害

関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第二十二條 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(権限の委任)

第二十三條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。

(罰則)

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して揮発油販売業者を行つた者

二 第十一条第二項の規定による命令に違反した者

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十八条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十条第二項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十七條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七條第二項、第八条第三項、第九条又は第十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七條の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に揮発油販売業者を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間、第三条の登録を受けなくてその事業を行ふことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する期間内における第六条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、第六条第二項中「揮発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者(附則第二条第一項の規定によりその事業を行ふことができることとされた者を含む。)」とする。

(石油業法の一部改正)

第三条 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「通商産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模(揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)第二条第二項の揮発油販売業者を行ふ者については、揮発油販売業以外の石油製品の販売の事業の規模)が通商産業省令で定める規模以下であるもの」に改める。

2 この法律の施行前にした前項の規定による改正前の石油業法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十三号の次に次のように加える。

第三十三の二 揮発油販売業者の登録

揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)第三条(登録)の揮発油販売業者の登録	登録件数 一件につき 一万円
--	----------------

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十九号の四を第三十九号の五とし、第三十九号の三の次に次の一号を加える。

三十九の四 揮発油販売業者を登録すること。

第三十六條の三中「第三十九号の四」を「第三十九号の五」に改める。

第三十六條の七中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)の施行に関すること。

(柳田桃太郎君登壇 拍手)

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業事業転換対策臨時措置法案は、発展途上国の追いつき等、著しい経済変動に対応して、中小企業の経営の安定と発展を図るため、都道府県知事の認定を受けた事業転換に対して、資金の確保、中小企業信用保証並びに税制の特別措置及び従業員の職業訓練、就職のあっせん等の対策を講じようとするものであります。

昭和五十一年十一月一日 参議院會議録第十号

中小企業事業転換対策臨時措置法案外一件 建築基準法の一部を改正する法律案

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、中小企業の事業転換の実情、転換に必要な技術の開発、情報提供体制の確立、雇用安定対策及び金融対策等、各般にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、竹田現理理事から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案により、転換先の適切な指導等と内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、揮発油販売業法案は、揮発油販売業、いわゆるガソリンスタンドの健全な発達と揮発油の品質の確保を図るため、揮発油販売業者について登録制度を実施するとともに、一定規格以外の粗悪な揮発油の販売を禁止し、さらに給油所ごとに品質管理者を選任して揮発油の分析、記録を義務づけることなどを内容とするものであります。

なお、衆議院におきまして、登録要件の整備及び通商産業大臣が揮発油販売業者等に対し価格に係る所要の勧告を行うに際して、石油審議会の意見を聞くこととするこの二点について修正が行われております。

委員会におきましては、無印スタンドの実態、本法運用と独禁法との関係、粗悪ガソリンの発生

原因と防止体制、原油価格の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して加藤進理事から、法律の目的に特定揮発油卸売業者の事業活動を規制する旨を明記すること等を内容とする修正案が提出され、その趣旨説明を聴取いたしました。

修正案に対する質疑はなく、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、次に、原案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して竹田現理理事から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案により、石油審議会の運営に消費者の意見を反映させること等を内容とする附帯決議案が提出せられ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、中小企業事業転換対策臨時措置法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、揮発油販売業法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二回国会内閣提出、第七十七回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長竹田四郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

建築基準法の一部を改正する法律案

第七十二回国会、第七十三回国会、第七十四回国会、第七十五回国会及び第七十六回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十一年五月二十一日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「又は防火地域」を「若しくは防火地域」に、「決定又は変更」を「決定若しくは変更又は第五十二条第一項の区域の指定若しくはその取消し」に、「第五十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第二項」を「第五十二条第一項若しくは第二項、第五十三条第一項から第三項まで」に改め、「第五十六条第一項」の下に、「第五十六条の二第一項」を加える。

第六条第一項中「基く」を「基づく」に改め、同項第一号中「学校、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は自動車庫の」を「別表第一の欄に掲げる」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号及び第三号中「こえる」を「超える」に改め、同項第四号中「除く外」を「除くほか」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第七条の見出しを「(建築物に関する検査)」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七條の二 第六條第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第八項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、前条第三項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁（前条第一項の規定による届出があつた後においては、建築主事）が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 前条第一項の規定による届出をした日から七日を経過したとき。

2 前項第一号の仮使用の承認の申請の手續に必要な事項は、建設省令で定める。

第九條の三 第二項中「登録」を「許可」に改める。

第十二條第四項中「若しくは前条第一項」を「前条第一項若しくは第九十条の二第一項」に改める。

第十八條第一項中「第七條及び第九條から第十條まで」を「第七條の二まで、第九條から第十條まで及び第九十条の二」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第六條第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事、避難施設等に関する工事を包含するものをする場合においては、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁（第五項の規定による通知があつた後においては、建築主事）が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 第五項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。

第十八條第九項中「又は第十條第一項」を「第十條第一項又は第九十条の二第一項」に、「措置をとる」を「措置を採る」に改める。

第二十四條の次に次の一条を加える。

（建築物が第二十二條第一項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置）

第二十四條の二 建築物が第二十二條第一項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定を適用する。

第二十七條第二項第一号中「病院」の下に「及び診療所」を加え、同項第二号中「別表第二（四）項第八号」を「別表第二（四）項第六号」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第五十二條第一項中「が十二メートル」を「の幅

員が十二メートル」に改め、「数値に」の下に、「第一種住居専用区域、第二種住居専用区域若しくは住居区域又は特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内にある建築物にあつては十分の四を、その他の建築物にあつては」を加え、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二種住居専用区域」を削り、同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二種住居専用区域内の建築物 十分の十、十分の十五、十分の二十又は十分の三十のうち当該区域に関する都市計画において定められたもの

第五十二條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」をこれらに、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に、「同項中「敷地面積」とあるのは、「敷地のうち計画道路（第四十二條第一項第四号に該当するものを除く。）に係る部分を除いた部分の面積」とを「は、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものと」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十三條第一項中「こえて」を「超えて」に改め、同項第一号中「第一種住居専用区域」の下に「第二種住居専用区域」を加え、同項第二号中「第二種住居専用区域」を削り、同条第四項中「第二種住居専用区域」を削り、同条第四項中

「第二項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項各号に掲げる数値に十分の一」を「第一項各号に掲げる数値に十分の一」に改め、同項第二号中「かど」を「角」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十五條 次のように改める。

（第一種住居専用区域における建築物の高さの限度）

第五十五條 第一種住居専用区域においては、建築物の高さは、十メートルを超えてはならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。この場合において、第三号に掲げる建築物は、その高さが十二メートル以下のものでなければならない。

一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

いと認めるもの

3 第四十四条第二項の規定は、前項第一号又は第二号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十六條第一項第三号中「又は第二種住居専用地域の下に(次条第一項の規定に基づき条例で別表第三の二の項用地域内)」及び「第一種住居専用地域内の建築物に規定する(一)又は(二)の号が指定されているものを除く。」を

加へ、
「あつては及び」第二種住居専用地域内の建築物にあつては十メートルを削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物が前項の地域又は区域の二以上にわたる場合においては、各号前項第一号及び第二号中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

第五十六條の次に次の一条を加える。
(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十六條の二 別表第三の欄に掲げる地域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域又は区域の一部にある同表の欄の当該各項に掲げ下この条において「対象区域」といふ。

建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表の欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さの水平面(同表の欄に掲げる地域又は区域外の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲においては同表

の(一)又は(二)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土の水平距離が十メートルを超える範囲において土地利用の状況を勘案して条例で指定する号)は同表の欄の各項に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならぬ。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと

認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一つの建築物とみなして、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

4 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地利用の状況により必要と認める場合においては、政令で定めるところにより、条例で、別表第三の欄及び(四)欄に掲げる時間に代えて、これと異なる時間を定めることができる。

5 別表第三の欄に掲げる地域又は区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、これらの地域又は区域外の土地に日影を生じさせるものは、当該地域又は区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。

6 建築物が別表第三の欄の各項に掲げる地域若しくは区域の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、これらの地域若しくは区域のうち当該建築物がある地域若しくは区域外の土地に日影を生じさせる場合における第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第五十七條第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第五十六條第一項第一号」に改める。

(敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の特例)

第五十九條の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築面積の敷地面積に対する割合、延べ面積の敷地面積に対する割合及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもの

の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二條第一項及び第二項、第五十五條第一項又は第五十六條の規定による限度を超えるものとすることが出来る。

2 第四十四條第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第六十條第三項中「前八条」を「第五十二條から前条まで」に改める。

第六十九條中「土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者(以下「土地の所有者等」と総称する。))が当該権利の目的となつて」を「土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。以下「借地権」といふ。))を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。))が当該権利を協定する」を「(以下「建築協定」といふ。))を締結する」に改める。

第七十條第一項中「建築物に関する協定(以下「建築協定」といふ。))をしようとする者は、その全員の合意によつて」を「建築協定を締結しようとする土地の所有者等は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならぬ。ただし、当該建築協定区域内に借地権の目的となつてい

る土地がある場合においては、当該借地権の目的となつていない土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

第七十一條中「前条」を「前条第一項又は第三項」に改める。

第七十四條第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等」に改め、「その全員の合意をもつて」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十四條の二 建築協定区域内の土地で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた土地は、当該建築協定区域から除かれるものとす

る。

2 前項の場合においては、当該借地権を有していた者は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならぬ。

3 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第一項の規定により同項に規定する土地が当該建築協定区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第七十五條中「前条第二項」を「第七十四條第二項」に改め、「認可の公告」の下に「(次条において「建築協定の認可等の公告」といふ。))を加へ、「土地の所有者等となつた者」を「土地の所有者等となつた者(当該建築協定について第七十條第二項又はこれを準用する第七十四條第二項の規定による合意をしない者の有する土地の所有権を承継した者を除く。))」に改め、同条の次に次の一条を加える。

する。

2 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合に準用する。

3 建築協定は、第一項の規定により当該建築協定に加つた者がその時において所有していた当該建築協定区域内の土地について、前項において準用する第七十三条第二項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となつた者（前条の規定の適用がある者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

第七十六条第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（土地の共有者等の取扱い）
第七十六条の二 土地の共有者又は共同借地権者は、第七十条第二項（第七十四条第二項において準用する場合を含む）、第七十五条の二第一項及び前条第一項の規定の適用については、合せて一の所有者又は借地権者とみなす。

（建築協定の設定の特例）
第七十六条の三 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

3 第七十条第三項及び第七十一条から第七十三条までの規定は、前項の認可の手續に準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して一年以内において当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

5 第七十四条及び第七十六条の規定は、前項の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

第七十七条中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第八十五条第二項中「第七条」を「から第七条の二まで」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八十六条第一項中「第五十二条第一項から第三項まで」を「第五十二条第一項から第四項まで」に、「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第二項第三号、第五十六条第一項若しくは第三項、第五十六条の二第一項から第三項まで」に改め、「第五十九条第一項」の下に「第五十九条の二第一項」を加える。

第八十六条の二の見出しを削り、同条中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第八十六条の三とし、第八十六条の次に次の一条を加える。

（既存の建築物に対する制限の特例）
第八十六条の二 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物で次の各号の一に該当するもの（第一号から第三号までに掲げる用途（以下この条において「特定用途」という。）に供する階（特定用途に供する床面積の合計が百平方メートル以下である階を除く。以下この条において「特定階」という。）が地階のみにある建築物にあつては、最下階から直接地上へ通ずる出入口のある階までの部分に限る。）については、第三条

第二項の規定にかかわらず、避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関するこの法律及びこれに基づく命令の規定（政令で定めるものを除く。）並びにこれらの規定に係る第四十条の規定に基づく条例の規定で条例で定めるもの（特定階以外の階については、特定階における防火又は特定階からの避難上必要な避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関する規定に限る。）の適用があるものとする。

一 百貨店、マーケットその他別表第一欄四項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で三階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

二 病院その他別表第一欄二項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 ホテル、旅館、劇場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他別表第一欄三項に掲げる用途又は四項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの（前二号に掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる用途に供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの（前三号に掲げるものを除く。）

五 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

12 前項の場合において、建築物の敷地、構造、設備又は用途に関する特別の事情があるときは、同項の法令の規定にかかわらず、建設大臣がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める構造方法を用いることができる。

13 第一項の規定により同項の建築物に適用される命令若しくは条例を制定し、若しくは改廃する場合又は同項の規定に基づく政令を改廃する場合においては、それぞれ、その法令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八十七条第一項中「場合」の下に「（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであるを除く。）」を加える。

第八十七条の二第二項中「第七条」の下に「第七条の二」を、「第九十条」の下に「から第九十条の三まで」を加える。

第八十八条第一項中「（第四項を除く。）」を削り、「第七条第四項」を「第七条の二」に改め、同条第二項中「第八十六条の二」を「第八十六条の三」に改める。

第九十条の次に次の二条を加える。

（工事中の特殊建築物等に対する措置）
第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合は、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事中の使用されている第六条第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の暫予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から

昭和五十一年十一月一日 参議院會議録第十号

建築基準法の一部を改正する法律案

第十四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(工事中における安全上の措置等に関する計画の届出)

第九十条の三 別表第一(一)欄の(イ)項及び同項に掲げる

第九十条の三 第八十六條の二(第一項各号の)に

用途に供する建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で政

令で定めるもの

物に係る避難施設等に関する工事の施工中にお

いて当該建築物を使用し、又は使用させる場合

においては、当該建築主は、建設省令で定める

ところにより、あらかじめ、当該工事の施工中

における当該建築物の安全上、防火上又は避難

上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に

届け出なければならない。

第九十一条中「法律の規定の下に(第五十二条

から第五十六条の二までの規定を除く。以下この

条において同じ。)」を、「受ける区域」の下に「(第

二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この

条において同じ。)」を加え、「以下本条において同

別表第三 日影による中高層の建築物の制限

項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。又は第九十条第一項に改め、同項第三号中「又は第十一一条第一項」を、「第十一一条第一項に、「の規定による」を又は第九十条の二第一項の規定による」に改め、同項第五号中「第二十三号」の下に、「第二十四号、第二十五号」を加え、「第五十二条第一項、第五十三条第一項」を第五十二条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項の下に、「第五十六条の二第一項」を加える。第九十条第二号中「第七号第四項又は」及び「これらの規定を」を削る。

別表第一(一)欄中「病院の下に、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)」を加え、同表(二)欄中「病院」の下に「及び診療所」を加える。

別表第二(二)項に次の二号を加える。

八 三階以上の部分を(イ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの(政令で定めるものを除く。)

九 (イ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの(政令で定めるものを除く。)

別表第二の次に次の一表を加える。

一 第一種住居 専用地域	地域	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
軒の高さが七メートルを超え、建築物又は地上の建築物の階数を除く階数は三以上	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が十メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲における日影時間
一・五メートル			三時間(道の区域内にあつては、二時間)	二時間(道の区域内にあつては、一・五時間)	二時間(道の区域内にあつては、一・五時間)
(三)	(二)	(一)	五時間(道の区域内にあつては、四時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)

二 第二種住居 専用地域	高さ が十 メートル を超える 建築物	四 メー トル	(一)	(二)	(三)
三 住居地域、 近隣商業地 域又は準工 業地域	高さ が十 メートル を超える 建築物	四 メー トル	三時間(道の区域内にあつては、二時間)	二時間(道の区域内にあつては、一・五時間)	二時間(道の区域内にあつては、一・五時間)
(二)	(一)	(三)	五時間(道の区域内にあつては、四時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
第一種住居専用地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	日影時間
第二種住居専用地域	高さ が十 メートル を超える 建築物	四 メー トル	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	二・五時間(道の区域内にあつては、二時間)
(三)	高さ が十 メートル を超える 建築物	四 メー トル	五時間(道の区域内にあつては、四時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)

附則
(施行期日等)
この法律は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の建築基準法(以下「新法」という。)第八十六條の二第一項の規定は、

施行の日から起算して三年（同項第二号に掲げる建築物及び同項第三号に掲げる建築物で、同号に規定する階における同項第一号から第三号までに掲げる用途に供する部分のうち、ホテル又は旅館に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え、その他の部分の床面積の合計が二千平方メートル以内であるものについては、五年）を経過する日までの間は、適用しない。

（処分、手続等に関する経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の建築基準法の規定によりされた承認、許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（都市計画法の一部改正）

4 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号イ中「第三号」を「第四号」に改め、同号ハ中「工業専用地域」を「第二種住居専用地域又は工業専用地域」に改める。

（第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する経過措置）

5 この法律の施行の際現に存する第二種住居専用地域については、当該第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、十分の六と定められているものとみなす。

（資金のあつせん等）

16 国及び地方公共団体は、新法第八十六条の二第一項の規定により新法第三十二条第二項の規定の適用を受けないこととなる建築物について建築主が附則第一項ただし書に規定する期間内に新法第八十六条の二第一項の規定により当該建築物に適用される法令の規定に適合させるために

昭和五十一年十一月一日 参議院会議録第十号

建築基準法の一部を改正する法律案

行つ建築物に関する工事について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

〔竹田四郎君登壇 拍手〕

○竹田四郎君 たいだいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物に関する防災対策を強化するとともに、都市における良好な居住環境の確保及び土地の合理的な利用を図ろうとするものでありますが、その主な内容は、特殊建築物の範囲の拡大、工事中の建築物の使用制限の強化、第二種住居専用地域内の用途規制等の強化、日影時間を基準とする中高層建築物の高さ制限、建築協定に関する規定の整備等であります。

なお、衆議院におきまして、既存の特殊建築物等に対する防火、避難施設等の義務づけに関する改正規定を削除するとともに、日影による中高層建築物の高さの制限について、対象区域及び基準となる日影時間を法律で定める地域及び基準のうちから、地方公共団体が条例で指定することとする修正が行われております。

本委員会におきましては、第七十七回国会において竹下建設大臣から提案理由を、渡辺衆議院建設委員長から衆議院における修正部分の説明を聴取した後、継続審査を決定し、今国会になって質疑に入り、参考人の意見を聴取する等、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了しましたところ、矢原委員より、一定規模以上の既存特殊建築物等に対して防火、避難等に関する規定を適用すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで原案並びに修正案について討論に入り、日本社会党を代表して沢田委員から修正案及び原

案に反対、自由民主党を代表して中村委員から修正案に反対、原案に賛成、公明党を代表して宮崎委員から修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して上田委員から修正案及び原案に賛成、民社党を代表して三治委員から修正案に反対、原案に賛成の発言がありました。

討論を終了し、まず修正案について採決の結果、賛成少数をもって否決、次いで原案について採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、坂野委員より、執行体制の整備拡充に努めること、小規模特殊建築物等に対する防災指導を強化すること、日影規制の実施に当たっては地方公共団体の自主性を尊重すること、日照紛争解決のための相談、あつせん等に関すること、建築協定の普及に努めること、風害、騒音、電波障害等の防止策を検討し、都市における良好な居住環境確保のための施策を推進すること等を内容とする自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の共同提案に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十八分散会

出席者の左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議員 太田 淳夫君 矢原 秀男君

下村 泰君	高屋武真榮君
相沢 武彦君	桑名 義治君
青島 幸男君	市川 房枝君
柄谷 道一君	塩出 啓典君
峯山 昭範君	阿部 憲一君
寺下 岩藏君	平井 卓志君
藤原 房雄君	原田 立君
三木 忠雄君	上林繁次郎君
和田 春生君	藤井 丙午君
内田 善利君	矢追 秀彦君
黒柳 明君	田代富士男君
藤井 恒男君	木島 則夫君
柳田桃太郎君	山内 一郎君
鈴木 一弘君	山田 徹一君
柏原 ヤス君	中村 利次君
田淵 哲也君	宮崎 正雄君
白木義一郎君	小平 芳平君
多田 省吾君	中尾 辰義君
木内 四郎君	佐多 宗二君
佐々木 満君	堀内 俊夫君
後藤 正夫君	増田 盛君
宮田 輝君	望月 邦夫君
最上 進君	藤川 一秋君
福岡日出磨君	嶋山威一郎君
林 道君	青井 政美君
石破 二郎君	糸山英太郎君
細川 護熙君	松垣徳太郎君
原 文兵衛君	橋本 繁蔵君
中村 稔二君	棚田 四郎君
上條 勝久君	棚田 均君
山本茂一郎君	菅野 儀作君
吉田 実君	林田悠紀夫君
寺本 広作君	玉置 和郎君
高橋雄之助君	楠 正俊君
岡本 悟君	土屋 義彦君
長田 裕二君	鍋島 直紹君
新谷寅三郎君	上原 正吉君
郡 祐一君	青木 一男君

迫水 久常君	小川 半次君	西村 尚治君	福井 勇君
神田 博君	八木 一郎君	羽生 三七君	戸叶 武君
塩見 俊二君	矢野 登君	阿具根 登君	栗原 俊夫君
今泉 正二君	河本嘉久蔵君	上田 哲君	吉田忠三郎君
斎藤 十朗君	秦野 章君	福岡 知之君	近藤 忠孝君
夏目 忠雄君	永野 嚴雄君	山中 極子君	粕谷 照美君
戸塚 進也君	高橋 譽富君	片山 甚市君	小巻 敏雄君
山東 昭子君	遠藤 要君	内藤 功君	小山 一平君
大島 友治君	大鷹 淑子君	寺田 熊雄君	佐々木 静子君
岡田 広君	亀井 久興君	辻 一彦君	齊脱タケ子君
佐藤 信二君	井上 吉夫君	神谷信之助君	工藤 良平君
中村 太郎君	志村 愛子君	松本 英一君	竹田 四郎君
黒住 忠行君	金井 元彦君	前川 旦君	立木 洋君
初村 滝一郎君	高橋 邦雄君	橋本 敦君	森 勝治君
中西 一郎君	上田 稔君	鈴木 力君	野々山 一三君
石本 茂君	久次米健太郎君	加藤 進君	渡辺 武君
小林 国司君	鈴木 省吾君	塚田 大願君	安永 英雄君
江藤 智君	安田 隆明君	須谷 英行君	松永 忠二君
橘 直治君	岩動 道行君	須藤 五郎君	岩間 正男君
植木 光教君	加藤 武徳君	星野 力君	小柳 勇君
安井 謙君	加藤 亨弘君	川村 清一君	中村 英男君
吉武 恵市君	増原 恵吉君	藤田 進君	河田 賢治君
鹿島 俊雄君	小笠 公昭君	上田耕一郎君	春日 正一君
亘 四郎君	久保 亘君	内閣総理大臣	三木 武夫君
案納 勝君	野末 陳平君	通商産業大臣	河本 敏夫君
森下 昭司君	青木 新次君	建設大臣	中馬 辰猪君
野田 哲君	対馬 孝且君		
斎藤榮三郎君	坂野 重信君		
目黒今朝次郎君	浜本 万三君		
赤桐 操君	世耕 政隆君		
片岡 勝治君	田 英夫君		
宮之原貞光君	神沢 浄君		
高田 浩運君	山崎 竜男君		
竹田 現昭君	山崎 昇君		
村田 秀三君	源田 実君		
二木 謙吾君	杉山善太郎君		
西ヶ久保重光君	沢田 政治君		
和田 静夫君	丸茂 重貞君		

西村	尚治君	福井	勇君
羽生	三七君	戸叶	武君
阿具根	登君	栗原	俊夫君
上田	哲君	吉田忠三郎君	
福岡	知之君	近藤	忠孝君
山中	郁子君	粕谷	照美君
片山	甚市君	小巻	敏雄君
内藤	功君	小山	一平君
寺田	熊雄君	佐々木	静子君
辻	一彦君	沓脱タケ子君	
神谷信之助君		工藤	良平君
松本	英一君	竹田	四郎君
前川	且君	立木	洋君
橋本	敦君	森	勝治君
鈴木	力君	野々山一三君	
加藤	進君	渡辺	武君
塚田	大願君	安永	英雄君
瀬谷	英行君	松永	忠二君
須藤	五郎君	岩間	正男君
星野	力君	小柳	勇君
川村	清一君	中村	英男君
藤田	進君	河田	賢治君
上田耕一郎君		春日	正一君

内閣総理大臣	三木	武夫君
通商産業大臣	河本	敏夫君
建設大臣	中馬	辰猪君

議長の報告事項

去る十月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	森中	守義君
地方行政委員	小谷	守君
外務委員	塩出	啓典君
文教委員	前川	旦君
同	小巻	敏雄君
社会労働委員	松永	忠二君

[illegible]

昭和五十一年十一月一日 参議院會議録第十号 議長の報告事項

災害対策特別委員
ロッキード問題に関
する調査特別委員

塩出 啓典君

初村滝一郎君

高橋 邦雄君

上田 稔君

林 道君

望月 邦夫君

斎藤 十朗君

吉田忠三郎君

和田 静夫君

安永 英雄君

同日議員工藤良平君外六名から委員会審査省略要
求書を附して左の議案が提出された。

災害及び地震対策の促進に関する決議案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員目黒今朝次郎君提出丸金証券株式会
社の不当労働行為及び暴行事件に関する質問に
対する答弁書参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の離島にお
ける家庭用食塩の販売価格の是正に関する質問
に対する答弁書参議院議員中沢伊登子君提出人事訴訟手続法の
改正に関する質問に対する答弁書同日内閣から、参議院議員野末陳平君提出国鉄の
優待乗車証に関する質問については、検討する必
要があり、これに日時を要するため、十一月六日
までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段
の規定による通知書を受領した。同日内閣から、参議院議員鈴木力君提出北富士演
習場返還国有地払下げ問題に関する質問について
は、質問が多岐にわたっており、答弁書作成に日
時を要するため、十一月二十日までに答弁する旨
の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知
書を受領した。同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて
公正取引委員会事務局取引部長後藤英輔君は同事
務局長に任命され、また同日付をもつて公正取引
委員会事務局長熊田淳一郎君及び林野庁長官松形祐堯君は退職したのでいづれもその政府委員とし
ての資格を失つた旨の通知書を受領した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十八回
国会政府委員に任命することを承認した旨回答し
た。

公正取引委員会事務局長 後藤 英輔君

公正取引委員会 長谷川 古君

事務局取引部長 藍原 義邦君

林野庁長官 藍原 義邦君

同日内閣総理大臣から議長宛、公正取引委員会事
務局長後藤英輔君外二名(同日議長承認)を第七十
八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し
た。去る十月三十日議長において、左の特別委員の辞
任を許可した。

災害対策特別委員 塩出 啓典君

ロッキード問題に関
する調査特別委員 上田 稔君同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

災害対策特別委員 藤原 房雄君

ロッキード問題に関
する調査特別委員 岡本 悟君同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

災害対策特別委員 佐多 宗二君

ロッキード問題に関
する調査特別委員 最上 進君同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

災害対策特別委員 久次米健太郎君

ロッキード問題に関
する調査特別委員 宮崎 正雄君同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

災害対策特別委員 戸塚 進也君

ロッキード問題に関
する調査特別委員 戸塚 進也君同日左の質問主意書を内閣に転送した。
石油パイプラインの事業用施設の科学的調査の
有無に関する質問主意書(加瀬元君提出)明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大付)